

# 桐生市デジタルクリエイティブ人材育成事業における tsukurun KIRYU の企画・運営業務委託仕様書

## 1 業務の名称

tsukurun KIRYU 企画・運営業務委託

## 2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 委託予算金額

27,772,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 4 事業実施の背景

総務省の住民基本台帳人口報告（2024 年）によると、本市における転出超過は全 485 人であり、特に 20 歳～29 歳が 444 人であるなど、大学進学や就職等を契機とした若年層の市外流出が恒常的に続いている。平成 30 年度に実施した 18 歳以上の市民と市内の中学校に通う中学 2 年生を対象に行った市民意識調査では、本市に住み続けたくない理由として、「若者が少なくまちに活気がない」、「桐生市にはない、いろいろな職業の中から仕事を選びたい」と回答した割合が多く、今後どのように力を入れたまちづくりをしてほしいかという項目については、「働く場所も多く、商店も整った、にぎわいのあるまちづくり」と回答した割合が最も多かったことから、若者が本市に魅力を感じていないことがわかる。

一方で、桐生の魅力に触れ、空き店舗活用支援や産学官金連携による創業支援により店舗開業が進み、若い世代が移住起業して、まちで活躍している事例が目立ってきているとともに、各民間企業の移住・定住に関するランキングでは、毎年上位にランクインするなどの強みを持っており、内側からの視点と外側からの視点では、異なる受け止めをされている。

このようなことから桐生に住む若者世代が成長する過程において、他の自治体にはない、誇るべき「わくわく」する体験と自分自身の成長が、桐生市において実感できる環境を提供し、桐生で育った子どもが桐生で働き地域を支えていく循環を作っていく必要がある。

## 5 事業の概要及び目的

デジタル化の進展により、高度なデジタル技術を使いこなすことで、これまで不可能と思われた未知の領域に手が届く時代となり、未知の領域においては、まだ誰も手を付けていない新たな価値が創出される機会が眠っている。急激な人口減少時代を迎える中、桐生市は、この未知の領域における新たな価値の創出に活路を見出すことで、新たな価値を活用した産業が生まれることや誰しもが主役となり得る活気のある社会を作つて行けるものと考えている。私たちは、そのようなデジタル技術を持ち新たな価値を創出する人材をデジタルクリエイティブ人材と定義し、デジタル技術を文房具のように使える能力に加え、与えられることに満足することなく、クリエイティブな意欲を持ち続けられる創造性豊かな人材を育成することを目指し、デジタルクリエイティブ人材育成事業を実施するものである。本事業をより実効性のあるものとするため、群馬県が設置した tsukurun -GUNMA CREATIVE FACTORY- のサテライト施設として、群馬県と連携した事業を行おうとするものであり、ここで行われる育成は、対象となる小中高生年齢の子ども達が興味を持ちやすい、アニメーションやコンピューターゲームといった分野をきっかけに自らの興味と向上心のもと、プロが使用するような最新で高性能の機材とソフトウェアを使い 3DCG や VR、ゲ

ームエンジン等を使った創作活動を行うなかで得られる挑戦や敗と成功の経験の積み重ねを糧に行われるものであり、従来の教え育てる「教育」とは異なる育成を行うものである。また、ここで生み出される「新しい芽」が次世代の桐生市をけん引する力に成長することを後押しとともに、若者がこの地に誇りや愛着を持ち、魅力を感じることで、若者に選択される地域となることを目指すものである。

さらに、本事業では、上記の人材育成に加え、施設の空き時間を利用し、桐生市の誰しもがデジタル化の恩恵を享受できることを目指し、地域のデジタル化拠点として、幼児から高齢者までの全ての世代に対するデジタルデバイド対策に関することや地域のデジタル化を推進するために必要なことも併せて実施していくものである。

## 6 用語の定義

- (1) tsukurun : 群馬県が前橋市に設置した tsukurun- GUNMA CREATIVE FACTORY-のこと
- (2) tsukurun KIRYU : tsukurun のサテライト施設として桐生市が整備した施設のこと

## 7 施設の概要

- (1) 設置場所及び占有面積

桐生市保健福祉会館（桐生市末広町 13-4） 1 階 占有面積：約 150 m<sup>2</sup> (別紙平面図のとおり)

- (2) 施設名

tsukurun KIRYU

- (3) 開館時間

ア 平日 午後 3 時から午後 8 時 (※)

※市立小中学校等における夏休み及び冬休み等の長期休校期間は午後 1 時から午後 6 時

イ 土日祝日 午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分

ウ その他、各実施事業により必要と認められる時間

- (4) 休館日

ア 毎週火曜日 (※)、年末年始 (12/29～1/3)

※火曜日が祝日等の休日と重なる場合は開館し、休日最終日の翌開館日を休館日とする。

イ その他、必要と認められる日

## 8 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとし、具体的な人材育成内容、ソフト等については、市と受託者が相談しながら進めるものとする。

- (1) 管理・運営業務

ア tsukurun KIRYU の利用に関する受付・案内業務

以下の内容を実施するとともに来場者へは親切丁寧な対応を行うこと。

(ア) tsukurun KIRYU における会員登録受付

会員登録に際しては、小学生年齢の利用者は、保護者の同意を必須とし、利用者及び保護者が利用規約を理解した上で会員登録を行うこと。また、中学生年齢から高校生年齢の利用者については、保護者が利用規約を十分理解できるよう努めること。なお、会員登録は、直接来館して行うこととする。

(イ) 利用者及び保護者の IT リテラシー向上に向けた取組

施設を初めて使用する利用者に対し、機器の設定を勝手に変更しないことやインターネットの危険性等の注意喚起を行うこととし、日ごろの育成活動においても利用者に対

し、ITリテラシー向上を意識したサポートを行うこと。また、同様の注意喚起を保護者も理解できる仕組みを取り入れることとし、説明内容については、市と協議の上決定すること。なお、説明に必要な媒体等を作成する場合には、必要となる経費を委託費の中から支出すること。

(ウ) 利用希望者(利用希望者の保護者を含む)に対する施設案内・事業案内

上記8-(1)-ア-(イ)に示す内容をふまえ、親切、丁寧に説明を行うこと。説明に必要な媒体等を作成・印刷する場合は、その費用を委託費から支出することとし、媒体のデザイン等については、受託者からの提案を受け、市との協議の上決定するものとする。

(エ) 利用予約の受付及び受付管理システムを利用した利用管理

利用予約の状況を管理する予約管理システム及び、利用者の入退室等を管理する受付管理システムについては、市が提供するものとし、適切な運用を行うこと。

(オ) 利用者が使用する機器の準備・引き渡し・回収・管理

機器を利用した後は、設定変更がされていないことを確認し、利用者が安心して機材を利用できる環境を保持すること。

また、機器については常に清掃等を行い、感染症流行時にはアルコール等を用いて感染拡大を防ぐこと。

(カ) その他、利用に関する受付・案内業務に関し必要なこと

イ 利用者の管理

市が提供する受付管理システムを利用し、以下の内容を実施すること。

(ア) 利用者登録数及び利用者数の把握、集計及び分析

(イ) 各利用者の習得レベルの進捗状況の把握

(ウ) その他、利用者の管理において必要なこと

ウ 消灯、戸締り、鍵の管理等

(ア) tsukurun KIRYU が入居する桐生市保健福祉会館の開館時間は、平日午前8時から午後10時まで、土日祝日午前10時から午後6時までであることから、桐生市保健福祉会館の閉館時間前までに、tsukurun KIRYU を施錠し桐生市保健福祉会館を退館すること

(イ) 鍵の管理については、厳重に行うこととし、開館時間中に盗難や紛失が起こらない確実な方法で管理するとともに、施設を施錠し退館する時は、市と協議して決定した方法により、鍵を保管すること。

(ウ) 消灯、戸締り、施錠等を退館時、確実に実施するとともに、チェック表等を用いて確実に、実施されていることを確認する体制を整えること。

(エ) 作品制作等の理由により、PC等の機材を閉館後も起動させておく必要がある場合は、必ず事前に市へ報告すること。

(オ) 利用者の安全を確保するため、有事に備え、避難マニュアルを備えるとともに、定期的に、避難経路等をスタッフ間で共有すること。

エ PC等機材の保守・管理

(ア) 利用者が使用した機材・ソフトについての記録

(イ) 機材の不具合に対する対応

(ウ) OS、各種ソフトウェア、ウイルス対策ソフト等運営に必要となる更新作業を行うこと。また、インターネットによる通信や外部からのデータ取り込みを行う全ての機材には、ウイルス対策ソフトをインストールすることとし、その費用は委託費から負担すること。

※機材一覧は別添のとおり。

(エ) 機材は、定期的に電源を入れ、OS 等が常に最新である等、最適な状態を維持するとともに充電が必要な全ての機材に対し、定期的に充電を行うなど、スムーズに機材利用が開始できる対応を行うこと。

(オ) 機材の故障の際は、原則としてメーカー修理を行うものとする。

才 tsukurun KIRYU内の清掃作業等の環境整備

tsukurun KIRYUの施設内の清掃は、毎日実施し、常に清潔な状態を保つとともに、観葉植物の手入れ等を行い、利用者が気持ちよく利用できる環境を保持すること。なお、清掃用具や洗剤等は、消耗品として委託費から受託者が負担するものとする。

カ tsukurun KIRYU の周知や利用者への情報提供

施設の周知や利用者に対する各種情報提供は、受託者からの提案や市からの求めにより相互の協議の上、以下の内容を行う。

(ア) 群馬県が開設した tsukurun ホームページ内のサテライト施設ページにおける、イベント告知等の情報の更新

(イ) SNS (X、Facebook、LINE 等) による周知・情報提供

利用する SNS の種類や実施方法については、受託者からの提案や市からの求めにより、相互に協議して決定することとし、SNS を利用するにあたり、費用が発生する場合は、受託者が委託費から負担すること。なお、契約満了により企画・運営業務受託者が替わる場合は、アカウント情報を後継の受託者に引き継ぐこと。

(ウ) 施設概要やイベント開催等の広告媒体の作成・印刷、tsukurun KIRYU への設置及び市が指定する配布先への配布準備等を行うこと。

チラシ等の広告媒体作成については、都度必要なタイミングを受託者及び市の協議により決定するものとし、デザイン、印刷数及び設置先等、受託者からの提案や市からの求めにより両者で協議して決定する。

(エ) 周知・情報提供に必要なチラシ等の広告媒体のデザインや SNS のアイコンなどの素材作成（チラシデザインや素材などの著作権は桐生市に帰属するものとする。）

(オ) その他 tsukurun KIRYU の周知や情報提供に必要なこと

キ 利用者増大のための企画・運営業務

開催に向けては、受託者からの提案や市の求めにより利用者増大につながる企画を必要に応じて開催し、その企画の実績を市に報告すること。なお、開催内容については、市と協議し決定するものとし、その周知に必要となる十分な期間を設けること。

ク 各種視察・施設案内などへの対応

来場者向けの対応マニュアルが必要な場合は、市と協議して内容を決めることとする。

(2) 基幹となる人材育成業務

以下のデジタル分野を軸に利用する小中高生年齢の利用者に対する育成活動を行う。なお、ここで行われる育成活動は、利用者の個々のスキルに合わせて楽しんで学ぶことができる人材育成が行われることが必要であり、スキルの到達度合いを評価するシステムとして、tsukurun と連携した「tsukurun バッジシステム (※)」を運用すること。また、初心者であっても、レベル分けされた課題をクリアすることで、一人で作品を創作することができる中級者へスキルアップできる教育プログラムである「クリエイティブクエスト」を実施すること。なお、以下の育成内容、ツール等に加えて、プログラミングや電子工作等の別の提案も可とし、tsukurun KIRYU の独自の育成取組みとして最終的には、市と協議の上、決定するものとし、その周知に必要となる十分な期間を設けること。

※各分野において、レベル 1 からレベル 10 までのクエスト（探求）が予め準備されており、既定のレベルを達成すると、メンバーズカードのランクが上がる仕組みのこと。

## ア 3 DCG

### (ア) 体験内容

モデリング、シェーディング、リギング、アニメーション等

### (イ) 利用可能ツール

Blender、Zbrush

## イ ゲームプログラミング

### (ア) 体験内容

プログラミング理論の基礎から、ゲームの動きを付ける演算等

### (イ) 利用可能ツール

Unreal Engine、unity、scratch

## ウ 2 DCG

### (ア) 体験内容

デジタルツールを使った絵画、ペントラブ、デジタル作画等

### (イ) 利用可能ツール

CLIP STUDIO PAINT、Adobe Photoshop、Adobe illustrator、Adobe Fresco、Live2D

## エ VR、VFX

### (ア) 体験内容

VR空間上での創作、映像合成技術、視覚効果等

### (イ) 利用可能ツール

Adobe Premiere Pro、Adobe Animate、Adobe Character Animator、Adobe After Effects、OBS Studio

## オ 映像編集、DTMスキル

### (ア) 体験内容

映像編集、BGM、効果音作成 等

### (イ) 利用可能ツール

Adobe Premiere Pro、Studio One 6 Professional

## カ モーションキャプチャー

### (ア) 体験内容

人やモノの動きのデジタル化

### (イ) 利用可能ツール

SONY mocopi

### (3) スキルアップイベント等の自主企画の実施業務

利用者が上記 8-(2)で示すデジタル技術の獲得やさらなるスキルアップを目的としたイベントの企画・運営を行う。初心者向けの新たなデジタル技術の獲得を目指し、基礎的なスキル習得を目的とするものや経験者向けのさらなるスキルアップを目指す連続講座、中級者以上向けに獲得した技術を応用した成果を生み出すための連続講座等の実施が望ましい。また、利用者が作成した作品を広く一般に公開する機会を設定すること。なお、イベントの実施内容及び開催時間等については、隨時、受託者及び市からの提案をもとに適宜、両者の協議により決定するものとし、実施に際しては、その周知に必要となる十分な期間を設けること。

### (4) 外部講師企画の実施業務

利用者のモチベーションやデジタルクリエイティブに興味を持つきっかけとすることを目的にデジタルに係る様々な技術分野の第一線で活躍しているクリエイター等から直接学ぶことができるよう、当施設で実施する外部講師を招聘したイベントを実施するとともにtsukurunと連携したイベントを行うこと。また、tsukurun KIRYU独自の取組として、桐生市

にゆかりのある人材を招聘する「桐生デジタルクリエイター展」を年4回程度開催すること。なお、tsukurun KIRYU で実施するイベント内容、開催時間及び招聘する講師の選定等については、適宜、受託者と市で協議して決定するものとし、講師招聘に関する調整については、原則、市が行うものとする。また、実施に際しては、イベントの周知に必要となる十分な時間を設けること。

(5) 桐生市の特色を取り入れた人材育成

桐生市には、群馬大学理工学部をはじめとした様々な教育機関やクリエイティビティにあふれた企業、団体等、桐生市ならではの環境を活かした人材育成を行うこと。なお、人材育成の内容等については、随時、受託者及び市からの提案をもとに適宜、両者の協議により決定する。また、実施に際しては、イベントの周知に必要となる十分な時間を設けること。また、桐生大学短期大学部及び角川ドワンゴ学園との連携講座を、最低年1回程度実施すること。

(6) 高度人材育成

tsukurun KIRYU 利用者のうち、デジタル技術における高度な知識や技術を有し、高度な人材育成を施す必要があると認められる者に対する育成体制を構築すること。当該利用者のモチベーションのため、全世界で開催される各種コンテストへの出展を促すなどし、高い目標を提示することで、利用者の主体的な技術向上が図られることが望ましい。また、高位レベルの利用者が下位レベルの利用者に対し、技術向上に向けたアドバイスやサポートを行うことを推奨し、将来のトップクリエイターとして活躍するにあたり必要となるコミュニケーション力等の非認知能力の向上が図れる体制を構築することが望ましい。なお、他の提案も可とし、最終的には市と協議の上決定することとし、実施に際しては、イベントの周知に必要となる十分な時間を設けること。

例) ぐんまプログラミングアワード、ぐんま e スポーツアワード、STEAM アワード、Unity ユースクリエイターカップなど

(7) 障害等で tsukurun KIRYU へ来館できない利用者に対する対応

身体の障害等により tsukurun KIRYU へ来館できない利用者に対し、オンラインでティーチングや相談ができる体制を整えること。なお、その実施方法については、市と協議の上決定するものとし、必要な機材等は、市が準備する。

(8) 地域のデジタル化拠点として市が独自に実施するイベント等への運営協力

開館時間以外の時間については、桐生市の独自事業として、以下の例のようなイベントを市が実施するにあたり、市の求めにより運営協力又は企画内容への助言を行うこと。(年間30件程度を想定)

例 1) 楽しく遊んで学ぶ小中高生向けセキュリティ講座

例 2) e スポーツで介護予防

例 3) 高齢者向けデジタルリテラシー向上教室

(9) その他

市が必要とする施策の実施に関して、市の求めにより運営協力や企画内容の助言を行うこと。

## 9 実施体制

(1) 人員配置

原則3人以上のスタッフを常駐させ、各分野のスキルを教えることができる十分な体制を構築すること。スキルレベルが高い利用者に対しては、オンライン等でティーチングや相談ができる体制も可とする。また、市が行うデジタルデバイド対策等の市独自事業を実施する際は、市の求めにより、必要な人員を配置すること。

また、tsukurun KIRYU の運営における、責任者等を明確にし、その体制図をあらかじめ市に提出することとし、当該体制図には、緊急時の連絡先を明記するとともに連絡優先順位を示すこと。

#### (2) スタッフの教育

本業務に携わるスタッフへは、適切な研修を施し、tsukurun KIRYU の設置趣旨や目的を十分に理解して業務に携わるとともに、スタッフが常に最新の技術や知識の習得に努めること。

さらに、小中高生年齢の感受性豊かな子ども達が対象であるため、将来を担う子ども達に良い影響を与えることを意識するようスタッフに徹底すること。

#### (3) 利用者及びスタッフの健康維持

利用時間が長時間となる利用者がいる場合には、利用者に対し、適宜、休憩を入れることやコミュニケーションスペースでの情報交換などを奨励し、利用者の疲労の蓄積を予防するとともに会員同士の良好なコミュニケーションが図られる環境を整えること。また、スタッフの勤務時間や休暇等の制度が適正に運用される体制を構築し、スタッフにとっても働きやすい環境を整えること。

#### (4) 勤務スタッフの服装等

勤務中のスタッフは、tsukurun のブランド化策の一環として、tsukurun 統一のユニフォーム及び名札を着用すること。なお、必要な費用は、受託者が委託費の中から負担するものとする。

### 10 必要機材等

#### (1) 施設内の機材、備品等

別添一覧表の機材、備品等については、桐生市が提供する。

#### (2) レーザープリンタ

運営上、レーザープリンタは必須となることから、受託者が持ち込みを行うこととし、運営上のランニングコストについては、委託費から支出するものとする。

#### (3) その他の必要物品

その他の必要物品については、受託者の持込又は委託費から購入するものとし、委託費からの購入を行う場合は、市と協議の上実施すること。

#### (4) 持ち込んだ機材等に関する注意点

受託者が持ち込んだ機材や備品等は、リストを作成し、市が用意した機材や備品等と分別が容易にできるようにすること。また、当該物品は、契約満了時に受託者の責任において撤去すること。なお、委託費から購入した物品については、市に所有権が帰属する。

### 11 成果品

#### (1) 月例報告

本事業に係る実績報告（会員登録受付数、利用者数、機材別利用数、ソフトウェア別利用数等の内容が盛り込まれたものを想定しており、様式は任意）を作成し、翌月 10 日まで（契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで）に桐生市役所総務部 DX 推進室宛(dx-suishin@city.kiryu.lg.jp)へ電子メールにより報告すること。

#### (2) 勤務実績表

本事業に従事した職員の勤務実績表(任意様式)を作成し、翌月 10 日まで（契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで）に桐生市役所総務部 DX 推進室宛(dx-suishin@city.kiryu.lg.jp)へ電子メールにより報告すること。

#### (3) 事業報告

スキルアップイベント等の自主企画や外部講師企画等の受託者が企画運営したイベント等に

について、事業終了後速やかに、事業実施の成果をまとめた事業報告書を提出すること。なお、事業報告書は公開を前提とする。

(4) 成果物

本委託事業内で制作した素材・データ等の成果物については、編集可能な状態で納品することとし、納品に際しては、CD-R等の媒体を利用するに加え、ファイル転送サービス等を利用することも可とする。

(5) 業務(一部)完了届

6月末、9月末、12月末、3月末には、市が用意した様式にて、業務(一部)完了届を提出すること。なお、本届の提出をもって、市は業務完了の検収を行うものとする。

(6) 隨時報告

その他、月例報告、事業報告とは別に実績や進捗状況等に関する報告を求める場合がある。

## 1 2 支払い

(1) 支払金額

契約額を4で除したものを1回あたりの支払額とする。なお端数が生じた場合は、最後の支払い時に調整するものとする。

(2) 支払方法

6月末、9月末、12月末、3月末を検収日とし、検収日以降で適法なる請求があった日から30日以内に、一回あたりの支払額を支払う。

## 1 3 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- (3) 市は、受託者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 1 4 法令順守

受託者は、本業務の実施にあたり、法令等を遵守した運用を行うこと。

## 1 5 個人情報保護・セキュリティ対策

別に示す個人情報の取扱いに関する特記仕様書の内容を遵守すること。

## 1 6 その他

- (1) 本業務の成果は、全て桐生市に帰属する。
- (2) tsukurun KIRYU の運営においては、利用者の不測の事態に対応するため、賠償責任保険へ加入すること。
- (3) 電気料、インターネット接続料及び施設の警備に係る費用については市が負担する。
- (4) 運営業者の変更がある場合は、確実に事業者間の事務引継ぎを行い、利用者に運営事業者が変更になることによる不都合を生じさせないこと。また、tsukurun KIRYU における育成活動の連続性・継続性を重視し、利用者が困惑する急激な運営内容の変更を行わないこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項等については、その都度、桐生市との協議により決定する。